

上尾市創業応援補助金



市内で新たに創業する方に補助金を交付します

最大※

20万円

申請受付期間

令和7年6月2日（月）から

令和7年12月26日（金）まで

※補助額は対象経費の1/2以内

※先着順・予算がなくなり次第終了

1ヵ月期間延長



令和8年1月30日まで

補助金交付手続きの流れ

Step 1

特定創業支援等事業による支援を受け、その証明申請書を市に提出し、証明を受ける。 ※右記参照

Step 2

本補助金の交付申請書類を作成し、市（商工課の窓口）に提出。

Step 3

市の審査・交付決定後、補助事業を開始。

Step 4

補助事業終了後、実績報告書を市に提出し、確定通知を受ける。

Step 5

交付請求書を市に提出し、市から補助金の交付を受ける。

特定創業支援等事業による支援とは？

創業を希望される方のご都合に合わせて、セミナー、相談などを実施してください。

※経営・財務等4分野について、1か月以上にわたり、4回以上相談・セミナーを受ける必要があります。

創業・ベンチャー
支援センター埼玉



【提出先・問い合わせ】

上尾市商工課（上尾市谷津2-1-50プラザ22内）

☎048-777-4441 ※制度の詳細・書類のダウンロードはこちらから



補助対象経費

設備資金	内装工事費	(1) 事業所などの内装の改修工事に要する経費
	備品等購入費	(2) 事業に必要な機械装置、工具、器具、什器や備品の購入に要する費用
運転資金	広告宣伝費	(1) ポスター、チラシ等の印刷や配布に要する費用
		(2) 新聞、雑誌等への広告の掲載に要する費用
		(3) ホームページの制作に要する費用
設備資金・運転資金		その他、設備資金または運転資金として必要な経費と認められるもの

提出する交付申請書類 ※①②③④⑧は上尾市Webサイトでダウンロードできます。

①	補助金等交付申請書【第1号様式】
②	創業計画書【第1号様式】
③	創業応援補助金交付申請確認書【第2号様式】
④	補助金等対象経費明細書【第3号様式】
⑤	見積書など補助対象経費の内訳を確認できる書類のコピー
⑥	住民票の写し（申請日から3カ月以内に取得したもの）
⑦	市税に未納がないことの証明書 ※市役所本庁舎1階の証明書発行センターで発行しています。
⑧	特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書 ※上尾市長の証明を受けたもの

●補助金の交付対象者

- 令和7年4月1日～令和8年3月31日に市内で新たに創業する人であって、次の要件をすべて満たすこと。
- ①上尾市内に事業所、事務所または店舗の所在地を置き、または置く予定であること
 - ②上尾市内に住所を有すること
 - ③特定創業支援等事業による支援を受けたことについて市長の証明を受けている者
 - ④上尾商工会議所に加入している（または加入を予定している）者

●補助金の対象事業

- 以下の①～③の要件をすべて満たす事業であること。
- ①市内に設置した事業所などにおいて顧客に対して商品やサービスを提供するもの
 - ②安定した経営や事業の継続のために創意工夫し、独自性や独創性があるもの
 - ③創業計画書に基づき3年以上継続して行う事業で、原則として1週間あたり5日間以上、40時間以上営業するもの

●次のいずれかに該当する場合は、補助対象となりません。

- ①この補助金の交付を受けたことがある者
- ②市税を滞納している者
- ③風営法に規定する性風俗関連の事業を営んでいる者
- ④暴力団その他の反社会的勢力と関与している者
- ⑤事業の実施に当たり必要な法令等の許認可等未取得していない者
- ⑥破産手続や民事再生手続などの申立てがなされている者
- ⑦その他、補助金の目的や趣旨に鑑みて市長が適当でないと判断する者

創業のお悩み、ご相談は以下の支援機関等をご活用ください。

	<p>上尾市中小企業サポートセンター 上尾市二ツ宮750 上尾商工会議所内 TEL 048-779-2520</p>		<p>創業・ベンチャー 支援センター埼玉 さいたま市中央区上落合2-3-2 副都心ビジネス交流プラザ3F TEL 048-711-2222</p>
--	--	---	---